

平成25年度 図書館協議会 臨時会 議事録

平成26年2月4日（火）

午後2時30分

中央図書館2階 講堂

副館長 それでは、定刻になりましたのではじめさせていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。ただ今から図書館協議会臨時会をはじめさせていただきます。本日の会議は10名の委員のうち7名が出席ということで、規則に定める定数を満たしておりますので、この会議が成立しておりますことを報告させていただきます。会議に先立ち、館長よりご挨拶をさせていただきます。

館長 皆さまご苦勞様でございます。今回の協議いただく内容でございますけれども、1つ目は先日の図書館協議会でお配りさせていただいた苫小牧市図書館基本計画（素案）について皆さまからのご意見をいただきたいと考えております。もう1点は、指定管理者制度に係る質問に対する回答を作成いたしましたのでお話しさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

副館長 それでは、早速会議をはじめさせていただきます。会長の進行でお願いいたします。

議長 それでは、次第に沿って進めていきたいと思ひますけれども、まずは苫小牧市図書館基本計画（素案）についての説明をいただけないでしょうか。

館長 これまで、苫小牧市では図書館基本計画を策定したことがございませんでしたが、皆さまが作成した理想の図書館像、私どもも後追いになりましたけれども、目標とする図書館像を作成して図書館のあるべき姿というものを確認してきました。今回はそれらを肉付けした形で図書館として取り組むべき内容を策定したいと思つたものですから、今回素案という形で提出させていただきました。非常に時間がないんですけれども、ここの図書館協議会の委員の皆さまは5月いっぱい委員の改選を迎えますので、何とか皆さまのご協力を頂きながら今年度中に図書館基本計画の策定にこぎつきたいと思ひますのでご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、中身についてお話しさせていただきます。

<以下資料により説明>

- 館長 ◇苫小牧市図書館基本計画（素案）について
冒頭お話ししましたけども、非常に時間がない中で皆さまにご協議いただくことになりましたけども、文言の部分でも結構ですし、中身的にこういったことを足したらいいんじゃないかとか、数字的などころをこうしたらいいんじゃないかとかというような皆さまからのご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。
- 議長 はい。ありがとうございますした。それでは、これが素案ということで図書館協議会委員の任期中に意見も踏まえて策定をしたいということですね。質問や意見を順次聞いていきたいと思えます。第1章の計画の基本的な考え方の部分で質問とかございませんか。
- 委員 第1章の一番最後のページですけれども、3 進行管理及び評価のところ、有識者や市民の視点を取り入れるため、図書館協議会による評価を行い、施策や事業の見直しを行いますと書いてありますが、評価というのはどんな形のものなんですか。
- 館長 まず、大きな基本目標が5つございます。そして、それに対する具体的施策がございまして、例えば、どこまで具体的施策が進んでいるのかですとか、中々施策が計画どおりに進んでいないけれどもどうなっているのかという進行管理等も含めて、この中身全体を図書館協議会の皆さまにチェックしていただきたいという思いを込めて、図書館協議会による評価と書かせていただきました。
- 委員 評価によって施策や事業の見直しを行うと書いているので、結構重要なことになってくると思うんですけども、その評価がどうなったらどうなるということに関してまでは、まだ具体的にはなっていませんか。
- 館長 この図書館基本計画を策定した段階で、これを元に毎年度、実際の施策を実行していく上での方向性が示されると思えます。そういったものをチェックしていただきながら、図書館基本計画の全体を見渡していただければと思っております。これが策定次第、指定管理事業者が毎年度の具体的な施策をさらに示されると思えますので、そういったことも含めてチェックしていただければと思っております。
- 委員 そのチェック内容というのが、説明を受けて数字とかが出てきたものに対して図書館協議会の中で評価するという意味なのか。例えば、実際に図書館がどうなっているか。活動の状況を見る場面があって、実際に目で見たものも含めた形で評価できれば一番分かりやすいと思うんですけども……。

館長 委員がおっしゃったように、書かれている中身もそうですけれども、その他にお気づきになる点が多々出てくると思いますので、そういったことも含めて評価していただければ、それに伴って毎年度作る施策の計画に反映させることができると思いますので、そういったことも含めてご検討いただければと思います。

議長 まだ、素案ということですので、今現在答えられる部分とか、その辺うまくお願いします。次の機会に答えますということがあっても構わないと思います。いずれにしても、図書館協議会による評価の部分でチェック機能を果たす機関として図書館協議会を考えているということによろしいですね。他に質問ございますか。

委員 その部分で行った評価は、どこで誰が何をするわけですか。

館長 まず、誰が何をするかということですが、具体的にはこの図書館の管理運営を行うのが指定管理者になりますので、その指定管理事業者が具体的な施策を行っていただくことになります。誰が評価するのかというのは、図書館協議会の皆さまですので、その評価を元に指定管理事業者が実際の施策の方向性を決めて実施していただくという形になります。

委員 そうすると図書館協議会と図書館の関係は、どういう関係になるのでしょうか。例えば、今の我々は図書館と独立した機関ですが、館長から受けた諮問に対する答申を出しましたよね。結局それは教育委員会や議会が云々ということでおらなかったですね。今度はどうなるんですか。

館長 前回の質問にも出ていましたけれども、図書館協議会の位置づけは指定管理事業者の館長の諮問機関という位置づけになります。これにつきましては、文部科学省に確認をしております。今は市直営ですが、4月以降は指定管理事業者の館長の諮問機関ということになりますので、この指定管理事業者の館長の方に色々あればご意見等をいただければと思います。

委員 そうすると、図書館協議会の言うことに対して館長は聞いてくれるんですか。

館長 指定管理事業者の館長の諮問機関が図書館協議会になりますので、もちろん指定管理事業者の館長が具体的施策については取り組んでいただけてと考えております。

委員 私の質問に対する回答①の2行目に図書館法第14条第2項の規定にある館長は、公立及び指定管理事業者双方を指していると断言しているんですけれども、これは図書館法のどこに書かれていますか。さっきの質問はここに関わっ

てくるんですよ。これを指定管理者の図書館長に諮問する権限があるという解釈をしているから、今のような質問が出てくるんですよ。図書館法にはどこにも書かれていないんですよ。

議長　　ちょっと先取りになりますが、後からやる予定でしたこの部分だけ先に説明していただいてよろしいですか。

館長　　図書館法第14条第2項には、館長としか書いておりません。図書館法の中には指定管理者がどうのこうのというのは一切出てきませんので、この部分について文部科学省に直接確認をいたしました。文部科学省としては、図書館法第14条第2項に規定している館長につきましては、公立及び指定管理事業者双方の館長を指していると明確におっしゃっておりましたので、これは国の見解でございます。ですので、林委員にもお答えしましたとおり、4月以降につきましては、指定管理事業者の館長の諮問機関が図書館協議会という位置づけになるという回答をいただきました。

委員　　しつこいようですけれども、確認します。これは文部科学省のどなたが回答されましたか。

館長　　ここに書いてあるとおり、文部科学省生涯学習政策局社会教育課に確認しております。

委員　　これは図書館法をゆがめてしまう解釈だから問題なんです。これは具体的に実際に見てきた人や研究している人もいると思うんですが、福岡県小郡市というところがあるんです。ここの図書館長は公立の図書館長をやり、指定管理者の館長もやり、そしてまた公立の図書館長もやっている人なんです。この館長がはっきりと書いているんです。なんと書いているかということ公立図書館長をやっていた時と、指定管理者の館長をやっていた時とでは、まったく権限が違う。そして、指定管理者の館長になった時には、市議会にも、教育委員会にも出ることができなかつたし、自分のところに一切情報が入ってこなかつた。3～4年経ってここはもう一度、指定管理者を廃止して元に戻した数少ない図書館です。その館長が公の雑誌の中で書いているんです。これはこの図書館の棚の中にもありますので、お読みになっていただければ分かると思います。そういうふうに公にきちんと発表されているものを、図書館法に書いてもいないようなことを、そういうふうに歪めて苦小牧の図書館長に回答するというのは、問題があるのではないかと思います。これは文部科学省に私なりにも確かめてみます。それがうそであれば今のことも全部壊れてしまうんです。つまり、指定管理者の図書館長は図書館協議会に諮問ができるとか、意見を聞くことができるということが認められれば、私の質問は全部意味がなくなってしまうんです。加えて図書館法がゆがめられてしまうんです。図書館法はご存知のとおり

独立法なんです。他の法律と違うんです。だから図書館法という独立法が優先するわけで、これを一社会教育課とかが、答えたとしたら今、ここでいくら言い合いしてもしょうがないからここでやめますけれども、大きな問題になると思います。以上です。

議 長 はい。ここら辺の法的解釈については難しい部分もあり、答申をまとめる時にも具体的に踏み込んでいない部分もあるんですけども、いずれにしても指定管理者の館長の諮問機関に、図書館協議会がなっていくということですね。

委 員 今のところは私の質問した2ページの上のところにも同じようなことが載っているんですけども、今言ったように指定管理者の館長は議会には出られないということですね。ということは何かあった場合、図書館協議会の意見は指定管理者の館長に話して、それを教育委員会の方で間接的に聞いたものを議会に報告するということですね。

館 長 4月以降の図書館協議会ですけども、指定管理者の館長の諮問機関ということではありますが、当然、図書館協議会には教育委員会も出席いたしますので、その時にどういったことが問題になっているのか。何かあったのかは、逐一出席して聞いておりますので、何かあればそれを踏まえて、教育委員会が議会にご説明、お答えするということになっていきます。

委 員 それっておかしくありませんか。結局、教育委員会と館長の間にはどのような関係になるんですか。

館 長 教育委員会と指定管理者の館長は、あくまでも図書館の管理運営を全てお任せした組織の長というふうに考えておりますので、それ以上のものは何もないんですけども、管理運営を任せられた最高責任者と考えています。

委 員 それは全く違うんです。教育委員会が指定管理者の館長に話ができないんです。誰にできるかという指定管理者の統括責任者。あるいは、業務責任者に教育委員会が対応できるんです。その人をとおして指定管理者の館長に話ができるということで、教育委員会が指定管理者の館長に話ができないことになっているんです。

委 員 発端は何かというと、図書館協議会の評価とそれによる施策の変更とか、改善の問題です。諮問の前から図書館協議会でも申し上げていたのは、我々が答申してもどうせ聞いてくれないでしょ。まさにそのとおりになってますよね。新しく組織が変わった場合に、諮問してそれを評価して、評価に対する改善は誰が責任を持つのか。我々は館長の諮問を受けて館長に答えるだけで、結局、図書館協議会が諮問の答申を出して評価をしたときに図書館長がそれをそのま

ま受け入れなかったら、図書館協議会はどうすればいいんですか。

館長 あくまでも図書館協議会の位置づけというのは館長の諮問機関というふうになっておりますので、どういった具体的施策を行っていくのか、皆さんの意見をどういった形で活かしていくのかというのは、諮問する館長の責任において判断することになります。

委員 ですから、それが図書館協議会と相容れないことになった場合は、どうなるんですか。

館長 その辺は色々な考え方が出てくるとは思いますけれども、どういった形で諮問した館長が判断するのか。その判断に委ねることになるかと思はれますけれども、教育委員会もおりますので、もしかしたら館長から相談が出てくるかもしれませんが、あくまでも館長の諮問機関というのが図書館協議会でございますので、その辺は館長が判断するということになっていこうかと思はれます。

議長 その館長が判断をした時に、館長の権限がどの程度のもので任されてやっていくのかということで、何もつながらずに終わってしまうという危惧や心配もあるということですね。今日はここぐらいまでにさせていただきます。毎回同じようなことを言っているかもしれませんが、今回素案の始めということで終わるまで行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。第1章のところでは他に質問はありませんでしょうか。それでは、具体的な中身の方で質問、意見があれば伺っていきたく思います。まず基本目標 I 情報と知識を集積した知の情報拠点としての図書館というところで、質問等ございましたらお願いします。

議長 特になければ私から質問してもいいですか。これは基本目標 I だけに限らないんですが、全て成果指標ということで、先ほど目標値が口頭で説明があったんですが、この目標値を立てる根拠がどんなところなのかということと、意見になるかと思うんですけれども、指標の説明のところに市民のニーズに応える図書館の実現度を示す指標だとか、蔵書冊数という説明が書かれていますけれども、問題はその内容や質がどんなものなのかということの数値ではいけない部分の評価が重要だと思うんですが、その辺りを評価するときの材料として示されていた方がいいんじゃないかと思うんですがその辺りどうでしょうか。

館長 それではまず、成果指標の数字のところから説明をさせていただきたいと思はれます。まず、今お話のあった基本目標 I の蔵書冊数でございます。これについては、中央図書館のスペースの問題がございまして、2.8 冊を 2.9 冊にするということで、数字的にあまり変わらないだろうと思われた方もいるかもしれま

せんけれども、かねてから中央図書館の蔵書目標冊数は50万冊とお話をしてきた経緯があると思っております。今現在は、492千冊ということですので、50万冊を目標にして人口で割りかえすと2.9冊ということになります。この8千冊程度を増やすということですが、どういったものを考えているかということですが、書籍の他に2階の電子情報サロンにございます視聴覚資料。特に今はビデオしかございません。こういったものをまずDVDを揃えていきたいというところと、電子書籍というものもございます。そういったところを中心に増やして目標の50万冊にしてはどうかというのが蔵書冊数の考え方です。次に貸出数ですが、これにつきましては、図書館基本計画の上位法である苫小牧市総合計画に平成29年度の目標数値が、93.8万冊とでてございます。938千冊が29年度ですので、平成30年度の目標数値を94万冊というふうに貸出数を設定したとしたら、人口で割り返すと5.4冊ということになりますので、苫小牧市総合計画の平成29年度でお示しした数字をベースとして考えました。次に基本目標Ⅱのところ、子どもの貸出冊数ということなんですが、18歳以下のお子さんに対する貸出冊数ということなんですが、ここについては中々18歳以下の人口が伸びていかないという現状はあるんですけども、図書館としては平成24年度から移動図書館車で保育園の巡回を始めております。こういった若年層につきましては貸出冊数が実は増えてございます。ですので、全体的な人口が伸びない中でも、そういった工夫をしてさらにPRをしていくことによって1割の増加をできないかということで、17.6万冊という数字を設定させていただきました。その次のブックちゃん貸出件数ですが、これについては年々件数自体は増えております。ただ、件数を増やすということになると学校に対するPRはもちろんですけども、ブックちゃんの資料のさらなる充実を図ることが必要になってきます。ですので、そういったことを合わせた形でブックちゃん資料の充実と、それに伴う増という形でなんとか100件程度増やせないかということでブックちゃんの貸出件数は250件という形で目標値を考えてみました。その次の基本目標Ⅲのレファレンス受付件数ですが、これも具体的な施策の中で今のレファレンス専門カウンターは2階にございますけれども、中々分かりづらい。1階にもあるんですが、これも分かりづらいというお話も聞きます。ですので、もっと分かりやすくレファレンス専門カウンターを設置して、それに対応できる体制を整えて、それに伴う増加ということで5千件とさせていただきました。なぜ5千件かと言われると、具体的な数字はないんですが、そういったハード的な整備による増加ということで成果指標については考えてみました。その後の基本目標Ⅳの郷土行政資料の蔵書数ということで、ここについてもスペース的な関係で一気に増やすということは難しいところですが、具体的施策にも書いてございますけども、色々な関係団体と連携することによって、苫小牧縁の資料をもう少し整理できるだろうということで、33千冊という数字もなんでこれなんだと言われると、これという根拠はないんですけども、地域情報を積極的に集めるということでこれについても年間400冊くらいですけども、そういったところを目標に考えてみ

ました。後、郷土行政資料のデジタル件数ですけれども、ここについては現在9,731件ございます。これについては、市史ですとか王子関係資料等の大きなところは結構デジタル化を行ってございます。これ以上行くとすると、著作権の関係もありまして、難しい部分もあるんですが、これから行わなければならない資料としては港関係の資料。後、市史関係の資料や市が行っている事業。港まつりやアートフェスティバルですとか、色々な事業を展開してございますけれども、こういった諸々の資料をデジタル化してはどうかということで、これについても50件辺りを目標にして平成30年度に1万件というふうに考えてみました。最後に基本目標Vですけれども、講座・講演会等の事業参加者数ということで、現在中央図書館では下の脚注でも書いてございますけれども、色々な事業を展開しております。ここに付きましては、指定管理事業者の方で中央図書館が実施している事業については、継続して実施するという担保はもらっております。プラス、独自のアイデアで新たな講座・講演会を実施していきたいということもあるものですから、そういったところの充実が図れるということもあって、これについては、約2割増ということで、数字を考えてみました。その下の図書館ボランティア数についてですけれども、現状83名ということなんですが、指定管理事業者の方では、こういったボランティアの養成も行っていくという話も伺っております。今現在、図書館ボランティアが少ない仕事のところというのは、1階のフローワークの部分。フローワークについては、現在1名ということで、少ない状況になっています。それに伴って、書架整理を行っていただくボランティアや読み聞かせを行っていただくボランティアを養成していただいて、図書館運営を円滑にさせていただきたいと考えておりますので、具体的な説明和出てこないんですけれども、100名ということで考えてみました。

議長 はい。先の方まで全部言っておりましたが、戻って基本目標Iの成果指標までも含めて、質問とか意見があれば出していただけますか。

委員 蔵書数の件なんですけれども、図書館のスペースが限られるので50万冊という目標だということですから、一番最初の要望だと今まで全国平均以下で図書購入費についても、少ない予算の中でやってきたけれども、本を充実させたいということで、お金を使うんだということですね。確かにDVDとかIT関係の購入もそうですけれども、新しい本もそれだけ増やすということなんですよね。だけでも50万冊までしかスペースがないわけだから、必要があるものまで除籍しなければならない。つまり多岐に渡って課題解決型図書館になろうとすると多岐に渡る資料が必要なわけですから、益々スペースが必要になるわけですね。ですから私の質問2ページの5に書いてあることと重複するんですが、大事なもので除籍しなければならなくなったり、必要か必要でないかの判断を限られた人数の中でどうやってやっていくのかということところが、もっと大事になって、もっと広範囲に市民のニーズに応えるものを誰が選書して、いらな

いものを誰が判断していくか。しかも 50 万冊の中で限られるわけですから、新しく入ってきたら、何かを出していかないと増やすことはできない。だから、市民 1 人あたりの冊数を増やしたいということになっていきますけれども、増やせないですよ。それは矛盾するところでもあるのかなと思ったんですが……。

館長 確かにスペースの問題もあって、新たな本を増やすということは難しいということは事実なんですけれども、今回蔵書整備費を増やしますけれども、結構年季の入った情報的に時代遅れの本もございますので、そういった資料の更新もしていく必要があると考えております。今回増えた予算で、計画的に指定管理事業者の方で資料の入替等を行っていただきたいと考えております。これにつきましては、選書、除籍に関しては知識がないと難しいと思いますけれども、今回選定した図書館流通センターの館長を始めとするリーダーの方々には、経験豊富な司書資格を持った方々が来られますので、選書、除籍につきましては、第一義的な判断はほとんどお任せして大丈夫だろうと考えてございます。もちろん最終的な確認は、教育委員会で行いますけれども、第一義的な選書、除籍については指定管理事業者の方で責任を持ってやっていただけるだろうと考えております。

委員 今回 2.8 冊を 2.9 冊にすることによって、そんなに増えないような形にはなりますよね。しかし、図書の購入予算は他に使えない。物を買わなきゃいけない。そうすると今までの購入予算の何割になりますか。増えないはずはないんです。それを無理やり入れなさいといったら困るのは誰かといえば、図書館職員じゃないですか。無理やり除籍の数をだします。リストを出してそれを誰が判断しますか。今までの話のように教育委員会です。しかし、教育委員会でそれが本当にできるんですか。というところをやらざるを得ないという、結局とおすだけしかないじゃないですか。それと、質問書の答えにもあるように、2 人で人事異動させていく。しかし、図書館の経験は最低 10 年でもそれほどできないです。苫小牧は人事異動で 10 年以上同じ職場にいることはありえませんよね。そうしたら、判断する教育委員会の人間自体が知識の蓄積ができないじゃないですか。結局ほとんどチェックができないまま、除籍をせざるを得ないという実情からいって無理なことをやらせようとしている。この計画はいずれ破綻しますよ。それだけは申し上げておきます。私と委員は除籍のチェックをして、そのチェックだけでも 1 万冊を超える本の中には、近年刊行された高額な本もリストに入っているんですから、今以上の除籍をしなければならぬ現状があると思います。これ以上言っても仕方がないと思いますが、蔵書に関しては破綻が目に見えているということだけ、申し上げておきます。

議長 成果指標で数字を出すということは、当然あっていいと思うんですが、他の部分の評価に関わる部分をもう少し書いておいていただかないと、結局これが計画としてとおった後に、図書館協議会としてチェックしますとなった時に、

数値的な部分だけで良くなった悪くなったとなると、足りないかなと思うんで、中身的な部分で重要な部分を評価の観点みたいな形で入れていただけた方が、ありがたいのかなと思いますので意見としてお願いしたいと思います。他にありませんか。

委員 全体的にこの図書館基本計画自体はとてもしつぱだだと思います。苫小牧の図書館でよくこれだけのものができたと思います。ただ、2年くらい前にできていけばもっとよかったと思います。それで、具体的には具体的施策があつてよろしいんですが、先ほどから矛盾を抱えている中に新刊本の充実。これは新刊本を今まで以上に買うということでしょうから、本が増えることです。専門書の充実。これも今まで以上に専門書を買うということでしょう。そうすると、目標値との乖離がそこで起きていると思うんです。果たして充実というのが、それ以外の何か指すものがあるのだろうか。3つ目の逐次刊行物もそうです。これも冊数を増やすことだとすれば、とっても難しいことだと思います。それから、2の電子情報提供の充実は当然のことですが、3としてこれも、購入、購入、配置、増設、整備、導入。購入は物を買うことですから数が増えます。電子書籍に関してはスペースを取らないと思いますが、具体的に電子書籍を購入というのはそれだけで済むんでしょうか。それに伴うプラスアルファがないといけないわけですよ。それが下のタブレット型端末の増設になるのかもしれませんが、そういうことが具体的に何も触れていません。それから、ICTコンシェルジュの配置。これもとってもよろしいんですが、果たして今の図書館にそういった関係の人がいないでサービスを行っていますが、今後、指定管理者にしたならこれを1人プラスした場合、他の人間を削らなければいけません。それが今まで以上に安い予算でできるんでしょうか。これも絵に書いた餅にならざるを得ないんじゃないかと思います。そして音楽配信サービスの導入はいいんですが、これも具体的事例は当然、お考えなんだろうが、どこで誰がどういう形で聴くんでしょうか。こういうのは、直にできるものではないと思います。指定管理者に関しては本はお金がありますが、こういったものに対する予算の裏づけはあるんでしょうか。

館長 この③のICT化の部分でございますけども、予算の裏づけは全て指定管理事業者の方で取り組んで行いますとのお話を伺ってございます。後、ICTコンシェルジュの配置でございまして、これにつきましても4月1日からの配置と伺っております。ですので、私どもがお示した基準管理費用の中で、これについては対応できる。しかも、早ければ4月1日からという形でお話を伺っておりますので、それを目標にやっていただくということになります。

委員 今のだと予算の裏づけもなくやらせるわけですか。音楽配信サービスを導入しますということですよ。具体的にどういう形で来館者が聴けるわけですか。

館長 これにつきましては、電子情報サロンが2階にございますけれども、ここでパソコンから聴けるようにすると伺っております。

委員 その分だけパソコンが使いなくなりますよね。音楽を聴いている人がパソコンを占領しますよね。結局サービスの拡充にはならないと思います。

館長 電子情報サロンに配置するパソコンの数ですけれども、8台というふうに伺っておりますので、運用の仕方はまだ伺っておりませんが、8台の中で電子書籍ですとか、DVD、音楽配信サービスといったサービスを提供していくということです。運用については指定管理事業者にお任せということになります。

委員 実際に運用したら問題が出てきそうですね。

議長 他にございませんか。

委員 前から人件費については危惧されると答申の中にも入っておりますけれど、実際に指定管理者になられた時に、かなりのベテランとか中核メンバーが入ると伺っておりますが、4月から始まりますので、具体的にそういう方が何人入ってスタッフが何人くらいになるのか人数的なものも既に決まっていると思いますので、分かる範囲内でその辺の数字はございますか。

館長 まず、中央図書館としての全体人数は今は27名ということでありましてけれども、これにプラス1名で28名という職員配置となります。館長、副館長等に相当するリーダー、スタッフリーダーのポストやその下に配置されるサブリーダー。その下に一般の職員が配置されるということになります。これらを全部含めて28名と伺っております。後、館長等のリーダー格は、他の図書館でも経験している経験者が民間会社の人事異動という形でこちらの中央図書館に配置されると聞いております。後、中央図書館で働いている嘱託司書や臨時職員も何名かは継続して働く希望を持っている職員もおります。後、足りない分につきましては、司書資格を持った方の採用と、司書資格を持たない方の採用を図書館流通センターの方でしているということ、近々面接試験もあるということも聞いておりますけれども、核となるリーダーたちについては、経験豊富な司書資格を持った方々が来ると聞いております。リーダー格については、館長1名、リーダー1名、サブリーダー2名。その下にチーフが5名ほどとなります。

委員 その方達は図書館流通センターの人事異動で来るということですね。

館長 館長、リーダー等については、他の図書館でお勤めになっている経験豊富な方がくると聞いております。

議 長 それでは先に進ませてください。基本目標Ⅱ読書活動推進、支援拠点としての図書館のところで質問、ご意見ある方お願いします。

委 員 従来から図書館協議会で問題になってきた1つに、学校と指定管理者の図書館との関係が変質するんじゃないかというのがありました。具体的施策②の3番目、情報交換や交流の促進というのは、具体的に今まではどうで、今後どう変わるのか。そこのところをお聞かせいただくとありがたいと思います。

副館長 今までにつきましては、共催事業として読書感想文コンクールを夏と冬に事業として実施し、夏休みに読書感想画コンクールの3つを実施している。それと1日司書を協力しあって学校の図書委員に体験していただいている。他にもいくつか事業があるんですけども、それらの事業についても継続して取り組んでいきたいと聞いております。それ以外の情報交換や交流というのは、具体的にこの事業を新しく実施しますというのは、ここでお示しはできませんけれども、今考えられるものとしては、学校の見学や視察をたくさん受け入れてはいるんですけども、図書館から出向いて何かを行うということ、図書館の利用の仕方とかをお話しに行くという機会がまだ持てておりません。それで、図書館部会の先生達と相談いたしまして、そういう機会を是非設けられると良いなと図書館側では考えているところです。その学校との交流をどういう形で実施していったらいいかということ、図書館部会の先生とお話させていただいて進めていきたいと考えてはおります。その他の具体的な事例については、今ここでお示しすることはできません。

委 員 結局書くことは書いているけど、具体的に充実できるのかといえば、何もなければ現状以降進めないような気がします。しかも、今までと顔ぶれが半分ぐらい変わって民間になったら、どうして充実できるのか不思議です。書いているのはそうですからやればいいです。しかし、こんなにたくさんメニューを作ったって、評価する側も大変だと思います。これだけ書いてそれぞれ評価したら、これはできてない。あれもできていないという評価を仮にしなければいけないとしたら、可哀想なのは無理な目標を受けてしまった指定管理者に非難が行かざるを得ない気がしますが大丈夫でしょうか。

館 長 これにつきましても、より良い図書館を作っていくために必要な各項目と考えてございますので、これに書いていることにつきましては、指定管理事業者に頑張ってやっていただくということをお願いするしかございません。

委 員 全部丸投げしてこれでやりなさいと言われたって、できないことを丸投げされたって困るんじゃないかと思います。もちろん彼らは苦小牧の現状以外のノウハウはいっぱいありますよ。ただ、これ全部をこの予算の中でやりなさいと

いわれてできるかといったらどうなのかと思います。

議 長 後ございませんか。私からよろしいですか。例えば基本目標Ⅱの成果指標は子どもの貸出冊数とブックちゃんの貸出件数という2項目だけ示されているわけなんですけれども、具体的施策でいけば、高齢者、障がい者の生涯学習の支援の部分もあり子どものことだけではないわけなんですけれども、この成果指標で何を表せばいいのか。この項目を評価するのはこの2項目だけではないですよ。どういう観点でこの2つをあげているのか。先ほどの基本目標Ⅰもそうですし、この先もそうなんです。そのあたりどうなんでしょうか。数値で示せることについては、何とか示したいということでそこだけを取り立ててやっているということなんでしょうか。

館 長 なかなか数字でお示しできない部分もございませぬ。この中でも成果指標ですから数値化してそれが見える形がいいだろうと考えました。ですので、この基本目標Ⅱですけれども、子どもの貸出冊数とブックちゃんの貸出件数の2項目しかございませんけれども、今おっしゃったように高齢者、障がい者の部分も付け加えることはやぶさかではございませぬので、これについては項目を事務局で成果指標をもう1項目考えてみたいと思います。

議 長 意見としては数値目標はあってもいいけれども、それ以外の質的な部分の評価をどうするのかということがあったらありがたいと思います。他に基本目標Ⅱではありませんか。それでは基本目標Ⅲにいきます。

委 員 質問なんですけれども、一番下に高齢者サービスを充実しますとあって、いきなりおじいちゃん・おばあちゃん向けの読み聞かせ講座の実施と書いてあるんですが、これは高齢者が読み聞かせをしたいということでの講座なのか、おじいちゃん、おばあちゃんを対象にした講座ということなんでしょうか。急におじいちゃん、おばあちゃんと書いてあるんでどうなのかなと思いました。

館 長 おじいちゃん、おばあちゃんを対象にしたということです。

議 長 おじいちゃん、おばあちゃんが読み聞かせを受けるんですよ。おじいちゃん、おばあちゃん向けだからそうですよね。(1:27:46)

委 員 私たちは具体的にグループホームだとか、いろんな施設で読み聞かせに来て欲しいという依頼がすごく多くて、何とか色々なグループに声を掛けて対応しているというのが現状なんですけれども、ここで講座というのは、図書館で企画してどうぞ来てくださいという場所を設けるということですか。

館 長 文言がちょっと分かりづらかったかもしれませんが、高齢者サービス

を充実しますということで、高齢者施設に出向いて読み聞かせを行っていただく高齢者を養成する講座です。失礼しました。

委員 講師を招いてやり方とか読み聞かせの方法を教えてくださいということですね。

議長 他にございませんか。

委員 基本目標ⅢとⅡは、分ける必要があるのかと思うんですけど、境界線を引くのが難しいことはいっぱいあるでしょ。例えば、高齢者サービスというのがあるんですが、図書館協議会で提案したものにも老人施設へのバス。いわゆるブックモバイルをやれば、高齢者への貸出冊数はあがるはずなんですよ。でも、何処を見てもそのことには触れていないんですよね。どこかで具体的にできる提言があれば、取り入れてもらった方がいいと思うんです。それで、よく分からないおじいちゃん、おばあちゃん向けの読み聞かせ講座というのが突然出てくるんですが、高齢者向けで良いんですよ。それから読み聞かせ講座じゃなくて読み聞かせをする人を養成する講座ですよ。それは、基本的に私はよく分からないんですが、高齢者向けと子ども向けとでは、読み聞かせに本質的な大きな違いがあるんでしょうか。私はないような気もするんですけども、どうなんでしょうか。

副館長 基本的には読み聞かせの経験があれば、大きく2つに分ける必要はないと思います。ただ、読み聞かせを実際にされている方からどういうものを選んだらいいのか。本を読むだけじゃなくて、その前にちょっとした手遊びとか、導入の部分でどういうゲーム的なものを選んでやったら良いのかという相談を受けることが多かったものですから……。

委員 その元気な人を活用したいという意味だと思うんですけども、それは子育てを終えた人とか中年の女性でも対象になると思うんですよ。別におじいちゃん、おばあちゃんという高齢者に限ることなく、読み聞かせをこれから新たにやってみたい人たち向けの……。

副館長 そうですね。ここで、高齢者サービスの充実というところに入れさせていただいたのは、お話を聞いてもらったりする対象が高齢者だということで、実際に読み聞かせやゲームをしていただく方が高齢者ということではありませんが、ちょっと文言の整理をした方がいいかもしれませんね。

議長 すいません。今、委員から質問があったものですから、このⅠⅡⅢの構成上ちょっと気になっていたことがあって、後から言おうと思っていたんですけども、例えば、基本目標Ⅰで情報と知識を集積した知の情報拠点としての図書

館を目指すといったときの対象は、別に職業人だけではないと思うんですが、ここで触れられているのは、現状と課題に書かれている職業能力を高めようとしていますということで、主に働いている世代の人たちの内容が書かれているんですね。そして、基本目標Ⅱの読書活動推進、支援拠点としての図書館で書かれているのは、実は子どもと学校だけが取り上げられているんです。そして、基本目標Ⅲの市民が利用しやすく、役立つ図書館の市民には今まで入ってこなかった乳幼児、それから高齢者の方というところが取り上げられていて、実は構成でいくと題名とは別にⅠが職業世代。Ⅱが子どもと学校。Ⅲが乳幼児と高齢者というよな部分で取り上げられていて、これが果たして基本目標の文言と一致するのかという部分はちょっと気になっていたんです。例えば基本目標Ⅰの情報と知識を集積した知の情報拠点としての図書館ということであれば、当然その対象としては子どもから高齢者までそれぞれにあるんだと思うんですよ。その辺りの構成をちょっと工夫した方がいいのかな。あるいは基本目標Ⅰは職業人向けの文言にするとかその辺が構成上、引っかかるなと思うんですがいかがでしょうか。

館長 今、議長がおっしゃったとおり構成につきましては素案でございますので、もう少し整理したいと思えますけれども、今お話があったようにもうちょっと事務局で考えさせていただきたいと思えます。

議長 それを津々浦々をそれぞれの項目で、全てを列挙するとなると大変なことになってくるのかなと思えますが、いずれにしてもポイントがもう少し整理された方がいい気がしますということでよろしくお願いします。後、基本目標Ⅲでありますか。それでは進めさせていただいて、基本目標Ⅳの郷土の歴史と特性を大切に、豊かな市民文化を創造する図書館という内容ですけれども……。ここでも同じお願いなんですけど、成果指標の工夫と、こここそ数値目標より中身が問題なのかなという気がします。指標の説明に書かれているような部分のところをもう少し工夫がされた方がいいのかなという気がしていました。その辺りの評価云々というあたりも大事かなと思えますので、検討していただければありがたいと思えました。何か皆さんございませんか。

委員 郷土資料に関しては、人が大事になってきますよね。古くてもデータ的に見てさほどではないのか、この資料はとてもの大事なのかというのは、苦小牧の色々なことを知っている蓄積の元にさらに増やしていった判断できるってことなんで、これに対する人材について、聞きたいんですけれども。

館長 この郷土行政資料に関する4月以降の職員の関係ですけれども、新しく来られる指定管理事業者の館長がおっしゃっていたお話なんですけれども、他の図書館でも郷土行政資料に深く関わっていた方が来られますとのことでした。その時お話されていたのは、郷土行政資料の取扱いについては他の図書館でも同

じで、違うのはその土地土地の資料というものが存在する。その資料を把握できれば、郷土行政資料の取扱いというのは何ら問題ないと考えているというお話でした。新しく来られる館長に苫小牧市の郷土行政資料にはどういったものがあるのかということをごちぎんと引継ぎ等していきたくて考えてございませう。そういった中で取扱いについては、何ら問題なく任せて欲しいとお話されていませうので、新しくこられる方にお任せするという形になろうかと思ひませう。

委員 その土地その土地を把握できるというのが、言葉では簡単なんですけれどもものすごい資料を見るということになると、館長には館長のお仕事があるわけですから、スタッフの専門家のような形で1点1点確認するわけにはいかないとおもうんですよね。そこは話を聞いていて心配だなどと思ひませう。

議長 後ございませうか。それでは進めさせてございませうしまして、基本目標Ⅴの人と人、人と人の出会いを広げ、ゆとりとぬくもりが感じられる図書館についてお願いしたいと思ひませう。

委員 実は2つ前の基本目標Ⅲのところでは少し出てきたんですが、自動販売機の設置と物販販売の実施をやるということは、目標Ⅴで飲食可能なリラックススペースの設置ということですが、公共図書館で自動販売機や物販はどうスペース的にも人材的にも可能なのか。そして、飲食可能なスペースの設置はどこに設置してどこまでそれを許すのかについて、当然色々な考え方があるとおもうんですが、武雄市のようにツタヤをやって文房具や雑誌を売るといふ。ただ、あれは全く新しく作った施設です。ここは施設として限られていませう。具体的にどうお考えなんでしょうか。

議長 今の部分で、法律的な部分でこういうことだから大丈夫だといふのがあればお願いしませう。

館長 まず飲食可能なリラックススペースの設置ということで、場所につきましては2階の事務室を改造いたしませう。一部事務室は残りますけれども、ほとんどの部分を飲食可能なリラックススペースということで、ここに自動販売機を設置するといふふうには伺ってございませう。それと文房具の販売ですとか授産施設。パンを作っているとか色々ございませうけれども、そういったものの物販、販売と持ち込んでいただいたものについて自由に飲食が可能といふスペースを作る予定でございませう。後こういったことを設ける条例などとの関係でございませうけれども、図書館の無料の原則はございませうけれども、こういったリラックススペースを設けている公共図書館でもいくつかございませう。ただ、今、おっしゃった武雄市の図書館みたいな大規模な商業施設並みの施設については考えてございませう。ここにつきましては、あくまでも2階の事務室を改装してこういうスペースを作るということがございませう。これにつきましても、利用者の

方から飲食できるところはないのかというご相談を多々受けます。そのときには図書館では無理なので、隣のサンガーデンでお願いしますというお話もいつもしておりますので、気軽に図書館を利用させていただく意味でも飲食可能なリラックススペースを設置するというふうに考えております。

委員 繰り返しになるんですけども、図書館のリラックススペースというのはここで本を読むことが前提ではありませんか。本が読めないんだったら単に飲食室であって、サンガーデンの中でお弁当を食べるのと変わらないんじゃないですか。そのこのところはどうなんですか。

館長 図書館でございますので、あくまでも本を読みながらコーヒーを飲めるとかお茶を飲めるとか。そういったスペースの提供ということになっておりますので、そのこの本については、図書館で借りられた本はもちろんですけども、自分で持ち込んだ本でも結構でございます。そういったことで、有効に気軽に本が読めるスペースと考えております。

委員 もう1つこれに関して言えば、今、大学図書館でも飲物の持込が可能などころが増えておりますが、新しい図書館としてはそこらあたりはどう考えているのか。具体的には、コップをひっくり返したら本人だけではなく周りにも迷惑がかかりますから、ふたのできる飲物は可能だという形で広げるのか。このスペース以外は許さないとなるのか、方向性を含めてこれは考えていけないといけないと思います。単にここで家を作るだけの問題じゃなくて図書館のあり方なんですよ。それから苦小牧はあまりそういうことがないんですが、本来だったら苦小牧の美味しいお水がどこでも無料で飲めることを作るほうが先だと思うんですよ。日本は割りに少ないんですが、前は苦小牧駅でも蛇口をひねればホームで飲めたんだけれども、そういったところがなくなってしまって、そうすると無理やり自動販売機の稼働率をあげるために水は飲めないようにしてしまうとか、そういう方向にいったら困るんですよ。だから、まずは美味しいお水を飲めることを前提にしていかなきゃいけないと思います。それからこのスペースに関しては、当然利益が上がったら何処がどういう形でそれを収納されるのか。というのは私どもの学校でも自動販売機は置いてあります。しかしそれは、電源も独自でメーターをつけて一切関与しないということになるんでしょうが、授産施設の方はどうされるのか。そして、利益が上がらなかつたらそこは撤退しますよね。そういう方が多いと思います。今まであちこちの例を見ると。それから先はやってみないと分からないというお答えになりますかね。

館長 まず、リラックススペースの関係ですけども、自動販売機の設置については、指定管理者の自主事業として行っていただきます。ただ、自動販売機の設置にかかる電気代等につきましては、市の方に収めていただきます。また、自

動販売機の売り上げについてはその事務所の改装費に充てさせていただいて、さらに収益があがれば、そのときには本や資料の購入といったところで還元したいというお話を聞いております。

委員 スタッフは1階になるんですか。資料の充実とか。本だけじゃなくてカンファレンスも含めてデスクワークで色々調べたり切り抜いたりという作業が増えるんじゃないかと予想されるんですが、スタッフの場所というのは大丈夫なんですか。

館長 2階の事務室全部がリラックススペースというわけではなくて、先ほどお答えしたように、事務室の管理係がある部分は残ります。それ以外の司書がおるスペースが1階に移りますけれども、一部事務室は残ります。

委員 結局司書が色々調べたり、書いたりする作業が今より発生するのかなと思ったんでその人たちがきちんと座って作業するスペースが確保されないとお仕事上も大変じゃないかと思うんですけども、今の1階の裏もそんなに広いところではないと思うんでちょっと心配かなと思いました。

議長 ちょっとぴんとこなかったのが、図書館ボランティア数を増やすというのが、ボランティア数は増えた方がいいに決まっているんですが、果たしてボランティアの数が増えたら市民との協働が行われていることに直結するのかという気はちょっといたしました。自分の幸せを感じてボランティアをやってくれる人が増えるというのはもちろんいいと思いますが、ボランティアが増えて何かしらやってもらって、本来図書館がやるべきことをボランティアはタダだという部分で増やしてやっていけばいいということは考えていないと思いますが、これが指標としてどうなのか、他にも使っている指標かも分かりませんが、ちょっと気になったことと、合わせて指標とか評価の観点は少し具体的な施策と合わせて考えておくべきではないかなと思います。全体をとおしてこれぐらいでよろしいでしょうか。特にこれはということがあればお願いしたいんですが……。館長、これは図書館協議会の任期中に意見も聞きながら、これを策定したいのでご協力というお話が最初にありましたけれども、この先の動きはどんな感じになっていくのでしょうか。

館長 まず、今伺った意見等を踏まえてもう一度この素案の策定をさせていただきたいと思っています。それと、この計画の素案がある程度固まってきたら、パブリックコメントを行いたいと思っています。そのパブリックコメントにつきましては、冒頭お話したように第3章の資料編のところに掲載したいと思っています。そのパブコメが出揃った時点で図書館協議会の皆さまにもお示ししたいと思っています。

議 長 という流れが考えられているということですね。それではこの辺りでこの議題は終わらせていただきます。3番目のその他の部分で、前回の質問に対する回答ということで、先ほど話の中で触れてしまった部分もありますけれども、あらためて館長からご説明をお願いしたいと思います。

館 長 全部で7項目のご質問をいただいておりますので、これについては別紙の資料を作っておりますので、これでご説明したいと思います。

 <以下資料により説明>

館 長 前回いただいたご質問全部で7項目。以上だと思いますけれども、間違いなかったでしょうか。

委 員 質問は間違いありませんが、正直満足できない箇所もありますけれども、特に教育委員会に配置される2名の職員なんですが、人事異動で行われた場合でも引継ぎをすれば大丈夫というお答えになっているんですが、実態的に図書館行政に明るい方というのは、そう多くはないんじゃないかなと推察するんですが、今はいいんですけれども、3年後、5年後になったときに丸投げ状態で誰もチェックする人がいなくなるんじゃないかなということが一番危惧されるというのは、答申のときにもお話していて、同じことになるんですが、そこは心配だと思いました。蔵書については、先ほど委員がおっしゃったように丸投げにならざるをえないんじゃないかという質問とダブるんで、そこは省略します。

議 長 心配はそのまま心配していますということですね。

委 員 今の蔵書についてよろしいですか。2011年の時に廃棄した資料が14,000点なんですね。これが予算が1,800万円の時に14,000点の資料が廃棄されているんです。今度は1,200万円の図書費が増額になって3,000万円の図書費に膨れ上がると、14,000点プラス8,000点とか10,000点の資料がプラスされるんだと思うんですね。そうすると最低でも20,000点の資料が廃棄される可能性が出てくる。そうすると20,000冊を廃棄した場合に限られた書庫の中で20,000冊除籍して新しいものを入れることを1年か2年やったら、これはおそらく一度も借りられなかった資料とか、あるいは古いものから順に機械的に除籍されるんだと思うんですが、図書館流通センターに勤めている人のほとんどは入替が激しい。そういう中で心配な部分がかかり出てくるということは、誰が考えって分かることじゃないですか。そういうような小学生でも分かりそうな計算が2011年の時でさえ14,000点の資料が廃棄になって、今度1,200万円プラスされたら倍まではいかないとしても、かなりの数が廃棄されなければ、置き場所がないわけだから、なぜそういった子どもでも分かりそうなことが、できない

のかなと。ここで我々が良いですねと過ごせばどこで修正していくのか。これだけ簡単な算数が分からないということ自体がおかしいんですよ。その1点は指摘しておきたいと思います。

委員 質問7のパブリックコメントは教育委員には全文が渡っているということなんですけれども、教育委員会会議の議事録はないんですか。その中にパブリックコメントに関しては、取り上げられていますか。

委員 1月に点検した時は、去年の5月以降の議事録は収録されていませんでした。けれども、ここの職員が入れ替えていないだけであって、議事録はできているんですよ。

委員 一部新聞報道しか存じ上げていないんですけれども、教育委員に関してはパブリックコメントに関しては、ほとんど話がなかったと理解しているんで、もし全文お読みくださったメンバーが誰1人そのことに触れなかったというのは、逆に考えにくいと思ってしまったんですけれども、もし議事録がおりになるのであれば出していただきたいと思います。

館長 教育委員会会議の会議録は、学校教育部の方でホームページにアップしております。総務企画課が所管なんですけれども、そこで会議録についてはホームページにアップしてございますので、今手元にはないんですけれどもお読みいただいたら分かると思いますが、これについては間違いなく教育委員の皆さまに全文掲載したものをお渡ししております。当然、教育委員会が始まる前に郵送。当日郵送分で足りない分を手渡しでお渡ししておりますので、それを踏まえた上で教育委員会会議に臨んでいただいておりますので、そこは間違いのないところです。

委員 僕も2回連続して教育委員会会議を傍聴したから知っているんですけれども、触れていないんですよ。後で、議事録見ていただいたら分かると思います。もっと言えば、パブリックコメントが全部委員に渡っていない中で行われているんですよ。後で議事録確かめてみれば分かると思いますけれども。なお、郷土資料室の教育というところに置くことになっているんです。

委員 今の委員の発言はすごく大きな問題だと思いましたが、どっちが正しいんでしょうか。

委員 図書館できちんと整理して厚いファイルに綴じています。ただ、1月に確認した時は綴じていませんでした。

議長 教育委員には全文がいつているということですね。

館長 間違いなくいっています。教育委員に直接ご確認いただいても構わないくらいです。

委員 教育委員は全文読んでいるというのが正しいんですね。

館長 正しいです。

委員 読んでいるかどうかはわからないな。

議長 そこから先はちょっと話が別の場面になってしまいますので、そこまでにしましょう。それでは委員の方の回答をお願いします。

館長 それでは、委員のご質問についてご説明いたします。

<以下資料により説明>

館長 以上、図書館協議会について説明を終わります。続いて2ページの……。

委員 すいません。3項目の質問をしています。ここで区切っていただいているんですか。それで、全部①に関わってくるんですよ。①が否定されれば全部否定されてしまうんですね。これはとてつもない決断をしていると思うんですね。図書館法の第14条第2項は、双方を指しているという。この図書館法というのは特別法をこういう双方指しているというように決断するという事は図書館法を変えるということです。図書館法を変えてしまったんですよ。第14条第2項からどんなふうに判断しても、例えば函館にしても、北広島にしても恵庭にしてもこれできないから、教育委員会が管理をし、指定管理者に運営をさせるという方法をとっているんです。こういう勝手な判断をして、これは文部科学省生涯学習政策局が勝手に判断して、苫小牧の館長に指示するという事は、とてつもない大きな過ちになると思うんですよ。だからこの①の部分はこういうような決断をして指示したのか。これは福岡県小郡市の図書館長が書いた本とかを読んでいるから、そういう指定管理者の図書館長は入らない。もっと言えば指定管理をしている図書館長は何も資格なんてなくてもいいんですよ。だから、誰でもできるわけです。もっと言えば民間の人間が特別法である非常勤の図書館協議会委員に対して、我々も民間人だったらいいんですよ。でも、少なくともここに選ばれてきている人は、非常勤の公務員なんです。非常勤の公務員に対して、立派な民間の図書館長もいるかもしれない。そうでない何も分からない館長も出てくるかもしれないんです。そういう時に何の権限で図書館協議会委員を招集したり、指示したり質問したり意見を聞いたりできるのか。その権限はないんですよ。ないから、他の多くのところでできないか

ら、コンプライアンス。公務員というのは民間人以上に法令順守しなければいけないんです。法令遵守しないことがこの文部科学省の生涯学習政策局でこんな判断するわけないんですよ。だから、この①を双方指していると判断して過ぎ去ろうとしているけれども、①が否定されれば全部否定されてしまうんです。この点については、私も調べますけれども、いつたずねたのか。そして、担当者はどんな立場の人なのか、教えていただきたい。そうじゃないと全部①と同じで、何も答えていないのと同じなんです。

館長 これについては、文部科学省の1職員の見解ということではなくて、文部科学省の見解ということでお伺いしていますので、個人の見解ではないわけです。あくまでも、文部科学省としての見解なので、それについて私もそれ以上いいようがないです。

委員 これは責任者は誰ですか。

館長 当然、上司などに確認した上で文部科学省としての判断を下しているわけですから、それは1個人の判断とかそういう次元ではないと思います。

委員 いつ確認されたんですか。

館長 日にちは定かではないですけども、1月末に確認しました。

委員 従ってその確認ができない限りは、全部。もし双方指しているとなれば私の質問は全部却下されます。しかし、図書館法をそういうふうに解釈できないということであれば、もう1回この質問について、説明していただきたいと思います。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。次の図書館の管理運営についてお願いします。

館長 それでは2ページの管理運営についてご説明いたします。

<以下資料により説明>

館長 以上です。

委員 市長は最初自分に執行権があると思って、教育委員会に命じてやらせてきたんです。だから、指定管理者導入ありきの諮問を教育委員会はしたんです。ところがここでは、自分に執行権がないということが分かったと言っているんです。これはずっと繰り返し言っているんです。その理由として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律をあげているんです。当然のことです。法律を守

る公務員。法令順守をしなければならない市長が法令を無視して教育委員会に命じて、しかも当時の部長がはっきり言っているんです。市長の公約だから従わざるを得ないと言っているんです。ところが、市長の公約なり市長の考え方が間違っていたと自ら言っているんですね。その中で、館長に聞いたのは、この図書館の執行権は誰にあるのかをはっきりさせて欲しいということで質問しているんです。当然教育委員会に執行権があるわけだけども、それがいつもあやふやで、市長が公約しているからとか、市長もおかしいのは自分の公約で自分が選ばれて審判を受けて選ばれたんだから、自分の言うことはなんでも聞かなければならないというような捉え方ができるような発言をしているんですね。こういうことに対して教育委員会が、独自性をまったく抜きにして、喪失したというのか、始めからそういう意識が無いのかわからないけれども、教育委員会の独自性を放棄してしまって、我々に対して諮問したときには、指定管理者導入ありきの諮問は間違っているといたのに、強引に押しとおしてやったのがあの諮問じゃありませんか。そこの部分をきちんと訂正するなり、法令順守にしたがってやるというのが、きちんと法令に従って教育委員会が図書館を経営なり運営していくという意識がないと、たくさんの図書館を管理運営している図書館流通センターだからと言うわけだけども、図書館流通センターもたくさん間違いをしていますよ。それはここで言ってもしょうがないけど、まず館長にお聞きしたいのは、今後は教育委員会が責任を持つ。市長の権限ではなくて、執行権は教育委員会にあるから、教育委員会の権限の元で今後も対応していくということをきちんと、発言していただきたいという考え方を私はしています。

館 長 前回の図書館協議会でもお話をさせていただきました。市長が公約を掲げて当選したときには、市長の公約というのは市の施策に変わります。市として取り組まなければならない施策に変わります。特に教育委員会に関する部分については、最終的に市長が掲げた公約が市の施策に変わったものを教育委員会としてどうやっていくのか。それを導入するのか、違う形でやるのかという決定、判断を下すのは教育委員会なんです。ですので、市長が公約を掲げたからやらなければならないという答弁があるようですけども、教育委員会が最終的に判断するというのが正式な言い方だったろうと私は思います。

議 長 続けて、偽装請負の部分をお願いします。

館 長 それでは、続いてご説明させていただきます。

<以下資料により説明>

館 長 以上です。

委員 1月末の回答者はどなたですか。

館長 北海道労働局需給調整事業室の方です。

委員 これは電話ですか。そうすると自分に都合がいいように言ってませんか。私は去年の10月からこの問題について調べてきました。最初にこの北海道労働局需給調整事業室は、地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引きに沿って苫小牧の教育委員会は多分やっているだろうから、その部分を確かめなさいと言われたんです。これになんて書いているかという、現在多くの地方公共団体で民間委託が進められているけれども、この民間委託に関して偽装請負であるという指導が各都道府県の労働局から出されている。これを見過ごすわけにいかないから、こういうことが労働局に苦情が出ているから、内閣府としても放置しておくわけにいかないから、今回出したという手引きなんです。だから、苫小牧の教育委員会もこの手引きに従ってやっているだろうから、それを見ても分らないというから、私はこの北海道労働局に苫小牧がどういう契約をしてやってきたか、ワーカーズコープと植苗・三沢プロジェクトと勇払公民館。勇払公民館は公務員だからいいけど、ワーカーズコープと植苗・三沢プロジェクトの2つははっきりと偽装請負だというように言われているんです。偽装請負ってどういうことかという、苫小牧の自治体がワーカーズコープに対して委託したのであれば、一切の指導はできない。指導をすれば、偽装請負となる。私は5つほど市民生活部から契約書の写しをもらってきました。ワーカーズコープに派遣するとか、指導するとかどこにも書いていないんです。前館長は、指導ではなくて教えてあげてると言っていました。労働局では、教えてあげるなんて言葉は使っちゃ駄目なんです。こういう言葉で言っているんです。これは指揮命令なんです。これは明らかに偽装請負だと言っているんです。私に対してはここに調査に入ると言っているんです。いつ調査に入るのかなと思っているんですけれども、調査に入ります。そのくらい大きな問題なんです。この問題は大学でも起きています。例えば、正規の教授、職員の他に会社で講師を雇って、そこに教務の大学の担当者が行って指導しているんです。これは、偽装請負なんです。今問題になっています。もともと日本では最初にできた早稲田大学がそれをやって問題になっているんです。そういうようなことを労働局需給調整事業室が言うわけがないんです。私に回答してくれたのは事業室長です。きちんと文書で書いてくれています。それを簡単に①と同じだとかで簡単に処理されたくないんです。4通もらっていますから、なぜこれが問題なのかということも書いてあるんです。やっぱり公務員はコンプライアンスが必要なんです。好き嫌いで言っているじゃなくて、ちゃんと法律に遵守しているかどうか。さっきの図書館法も同じですよ。きちんと法律が作られているのにそれに沿って遵守しているかが決め手なんです。この点についても、是非調べていただきたいと思います。もう一回電話して確認してみてください。それから北海道労働基準監督署にも聞きました。この案件なら、当

然調査に入る事案だと言っていましたから、簡単にスルーされちゃこまるんです。以上です。

議長 難しい問題かと思いますが、よろしくお願いします。何かありますか。

館長 一担当者の見解というよりこのような案件があるので相談しますということで、労働局の方もおっしゃいました。内部で確認された上でお電話いただいたという経緯がございますので、一担当者が判断して回答をいただいたと思ってございません。北海道労働局としての、見解と受け止めております。

委員 中身についていいですか、例えば、中央図書館の指定管理者の職員が図書コーナーに出向いて巡回することだがこれについては全く問題ない。これは2つの関係を言ってますか。図書館流通センターとワーカーズユースの関係の中で派遣するという事は、偽装請負にあたるということを書いてありますよ。おそらく図書館流通センターの職員が図書館流通センターで運営している図書コーナーに出向いて巡回することは問題ないということだと思います。

館長 それは違います。あくまでも図書館流通センターの事業者と、別の指定管理事業者という関係も説明しております。違う指定管理者同士という関係もきちんとお話しております。

委員 それは違う指定管理者同士の者が、つまり図書館流通センターの職員がワーカーズユースの図書コーナーの職員に指導することは問題ないと言っていますか。

館長 これを読んでいただければ分かるんですけども、あくまでも出向いて巡回する。そういった行為については問題ありませんという話です。後段にも書いていますけれども、巡回して何かあってその先方に対して指示、命令を行えば偽装請負の可能性があるのです、それについては私たちの方で指定管理者の方に適切にお話するという事です。

委員 巡回行為じゃなくてやっていることは、書棚、書架をきちんと整理するだとか、滞っている人、本を返してくれない人に督促するだとか、レファレンスの指導をするだとか、たしか仕様書の中でも6項目をさせると謳っていますよね。それをきちんと言わないで、ただ巡回して問題ないですかといえば問題ないと言うかもしれないですよ。だけど、6項目を書いていますよね。指揮命令の内容ですけども、ア 図書館職員が各図書コーナーの選書と蔵書構成の管理(利用状況を考慮した選書、蔵書の構成について各図書コーナーに赴き指導、助言している)。イ 定期的な遅滞者へのハガキ督促業務の点検。ウ 定期的巡回。各図書コーナーを月1~2回巡回し、書架、蔵書の状態を把握すること。エ

各図書室のレファレンスサービス等のサポート。オ 情報交換、相互連携、協力（図書室の担当者を集めて定期的に情報交換会を持つこと）。また、最低年1回は教育委員会及び市が同席すること。カ 中央図書館のコンピュータから各コミセンにつながっている端末の管理、操作。運営処理等について指導、助言している。こういうようなことは、これは指揮命令にあたると解釈しているんです。それをこういう実態を言わないで、こういう質問があるんですよ。指定管理者のところに教育委員会が行くことは違反になりますかという質問に対しては、ただ行くだけなら違反にはならないと回答しているんです。これと同じことを館長は言っているんです。

議 長 館長。その仕様書との部分でどうなっているのか、今お分かりですか。

館 長 仕様書の12ページに書いてありますけれども、この中で図書コーナーに対して、指定管理事業者が指示、命令を下すのは偽装請負になるというのは私どもも認識しております。ですので、先ほどの文書にも書いてありますけれども、情報交換ですとか研修会、勉強会といったことを、指定管理事業者が図書コーナーに出向いて行うというのは、偽装請負にはなりませんという回答をいただきました。代表的な例でいくと巡回。図書コーナーの関係で、書架、配架に問題があればその場で指示、命令を図書館流通センターの職員がするというのは、偽装請負になります。そうならないために、指定管理者は各図書コーナーを巡回し、書架及び蔵書の状態を把握することと仕様書には書いてあります。ですので、把握した時点で何かあれば、担当職員が持ち帰って中央図書館長、若しくは総括責任者に報告をして、総括責任者館長の方から教育委員会に報告をして、教育委員会から市長部局である市民生活課に報告をして、市民生活課から各図書コーナーに報告するという流れになると思います。あくまでもここに書きましたけれども、直接の指示、命令を行えば偽装請負の可能性があるので、中央図書館の責任者に報告をし、適切な対応をするように伝えますと書いてあるのがそういった意味です。

委 員 これは厚生労働省の都道府県労働局が出している労働者派遣を適正に行うためという文書なんですけれどもね、その中に今館長がいったようなことが書かれているんです。発注者。つまり教育委員会が請負業務の作業工程に関して、仕事の順序の指示を行ったり、請負労働者の配置の決定を行ってもいいですか。また、発注者が直接請負労働者に指示を行わないのですが、発注者が作成した作業指示書を請負事業主に渡してそのとおりに作業を行わせてもいいですか。簡単に言えば口でしゃべって、いいですかということに対して、明らかに偽装請負と判断されることになりますというふうにいっているんですよ。ですから、今現在、中央図書館の職員がワーカーズユープの図書担当者のところに行って、口で言ったり文書で指図することは偽装請負になるということはこのQ&Aの中に書かれているんですよ。それは今館長が説明したようなことでは問題にな

りますから、きちんともう1回調べてください。

議長　　そういうことでよろしく申し上げます。初めて進めている中で法律に照らしておかしいということがあるのであれば、しっかりしといていただかなければいけないのかなと思いますので、私も詳しいところについていけてなくて申し訳ないんですが。委員の主張するところは、皆さんもお分かりですよ。よろしくお願ひしたいと思います。これで、回答含めて全て終わりかと思いますが、全体で何かありませんか。どうぞ。

委員　　2点ばかりお願ひがあるんですが、1点は今の館長は4月1日づけでご異動になるんでしょうが、その前に先ほどから出ている将来の不安材料。教育委員会の中に図書館業務に精通した職員2人を置くということをお答えになっていますけれども、精通するにはずっといなければできないんですよ。それを担保にできるお答えをしていただきたい。最初の数年間は現在の図書館のベテランが何人かお動きになるんだと思いますが、10年経って異動がどうなりますか。異動をする候補がいなくなるでしょ。そうなったら約束なんかないのも一緒じゃないですか。そうならないために担保できるシステムをお答えとしていただきたい。そうじゃないと無責任な指定管理者導入ということになると思っております。今までの苦小牧の行政のやり方はそういったものでしたから。前副館長だって、最初の頃図書館にいて戻ってきて数年で辞めましたよね。あれじゃ、図書館業務に精通した人とはいえないじゃないですか。それからもう1点のお願ひは、去年の年末に苦小牧民報が1年の総括として図書館について触れた記事が一面に載ったことがあります。その中でびっくりしたことに、苦小牧の市長は図書館を私物化している者がいるから、指定管理者が必要なんだというような発言をしております。館長が知らないはずはないと思います。もし、ご存じなければ認識不足だと思いますし、図書館ですからすぐに検索はできると思います。それで問題は、4年以上ここにいて図書館協議会の場で図書館の私物化は一度も議題にあがったことはありません。聞いたこともありません。もしそれが実態があるとしたら、館長の立場で責任を持ってその私物化をお答えいただきたいと思います。万一実態のない私物化であったら、これは市長の思い込みが図書館を指定管理者に動かす原動力となったら、その誤解だけは館長でいらっしゃる間に解いていただきたい。当初が間違っただけで動かして、結局こういう事態になるんだとしたら、それは出だしから間違っているわけです。それにさらに間違いである図書購入費のうわずみのようなめちゃくちゃなことが、少しでも是正できるんだとしたら館長の任期のある間に是正していただきたい。以上2点です。

委員　　いいですか。私も民報の記事は、勇気ある記事だと関心して読みました。色々聞いてみたらまちかどミーティングという会議で、ある市民が他の一般の指定管理については非常にスムーズにいつているんだけれども、なぜ図書館だけこ

んなに長引くんですかという質問をしているんです。それに対して市長は反対している人が多いから、私物化しているような人が多いからそうなっているんだというようなことを言っているんですね。もっとひどい事には、あそこの新聞社の記者が聞いているのは、そういう人間に対して恥をしれと言っているんです。僕も反対しているから当然恥をしらなきゃないんだと思うけど、僕は私物化しているつもりはないんですけど、私物化しているとか、恥をしれとかということを市長がまちかどミーティングという公の場でそんな発言をしているのか。それに対して執行権がない市長がなぜそんなことを言わないといけないのか。執行権は教育委員会にあると館長が言ったとおりに、責任を持ってその部分も答弁するなり釈明するべきなんです。市長がああ言っているけど、市長には執行権がない。執行権があるのは教育委員会。教育委員会はそういった考え方を持っていない。図書館協議会については非常に熱心に、ワーキンググループの人たちなんかは夜 12 時くらいまでやっていたんですよ。それがなんで私物化なんですか。何で恥をしらなきゃならないのか。そういう問題について、館長はきちんと答弁すべきだと思いますよ。以上です。

館長 今、お話があった図書館の私物化という市長の発言でございます。これは私も認識しております。今、委員がおっしゃったように、まちかどミーティングでの市民の意見に対してそう答えたと聞いております。この私物化発言については、先だつての 12 月議会。ちょっと今、議事録は持っていないんですけども、12 月議会でも、確か熊谷議員だと思いますが、ご指摘がありました。それに対して、市長がどう言ったかは覚えていないんですけども、これについては図書館協議会の委員の皆さまがどうのこうのということではなくて、市長が前から関わってらっしゃる 1 市民の方がいらっしゃって、その個人の方を指してこういった発言をしたというようなことは聞きましたが、少なくとも図書館協議会の皆さまを指して言っているわけではないということは間違いございませんので、それについては私の方で断言できます。ただ、議会で市長がどう答弁したかは、手元に資料がないのでなんとも言えませんけれども、それについては間違いございません。

委員 ありがとうございます。私も委員も図書館協議会を指して、私物化と言ったとは一言も言っておりません。私が伺いたいのは、図書館の私物化と市長が言っているけれども、実態があるのかなのか。それをお答え下さい。

館長 市長の発言の真意の部分もありますけれども、図書館を私物化をしているというそういった方は私はいないと思っております。

委員 つまり図書館の私物化というのは、市長の思い込みですよ。実態はありませんよね。つまり勝手に市長が思い込んで言ったことに対して、責任を取っていませんよね。それを正すのは、館長じゃないですか。それをおやりになった

わけですか。

館長 市長に直接はお話をしておりません。

委員 それはいけないんじゃないですか。それで間違っただけの思い込みでどんどん進んでいかれたら我々も迷惑ですし、そこは責任ある館長が、行政の1人として責任感がないと思います。もう1つ、今おっしゃった我々、図書館協議会が実は市長が思い込んでいる私物化ではないかと言わなければならないでしたね。これはまた問題ですよ。館長はそういうつもりでおっしゃったのはわかりませんが、我々図書館協議会が反対したから、それを憤って私物化なんてありえないですよ。しかも我々は特別な立場にあるわけですから、そのところも館長としてはっきり責任を持って対処していただきたい。もう次に我々のような反対する人間は図書館協議会にいてもらわなくていい。それ以前から排除するような方向で動いてますから、それで市長の意向で排除されるよじゃ今後の図書館協議会はまるっきりお飾りの図書館協議会に戻るんじゃないかと心配しているんです。どうせ市は図書館協議会の意見なんか聞いてくれないんじゃないとか、パブリックコメントだっていくらだしたって反映されないんじゃないかという行政に対する不審がさらに増殖せざるを得ないと思います。よろしくお願いします。

議長 すいません。時間が遅くなってしまいましたが、他に言い残した方はおられませんか。

委員 1つ。会議の後ということでも結構ですが、私が去年品川で図書館で調査をしたときそこは、もう図書館流通センターだったんです。そこで日本人だったらなんてことないんですけども、沢庵禅師は品川区にある東海寺の住職だったんです。沢庵禅師と品川に関する本を教えて欲しいと言ったら、レファレンスが答えられないんです。どうしてかと言ったら中国人だったんです。沢庵禅師が分からないんです。この辺りに郷土資料はありますと案内されたんです。ですから、図書館流通センターは大丈夫というのは嘘ばかりです。現実には役に立たない職員はいっぱいいます。それは認識していただかないと現実はそのようなものです。安く上げるために多分、外国人を雇って据えているんです。ということです。

議長 はい。それでは、司会の方をお返しいたします。

副館長 会長始め、委員の皆さま。本日はお忙しい中、長時間に渡りましてありがとうございました。本日の会議につきましては、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会 17 : 37

<出席者>

◎委員

渡部 哲 会長

谷口 佳子 副会長

岡田 房子 委員

鈴木 一恵 委員

中村 峰子 委員

林 晃平 委員

依田 俊秀 委員

◎教育委員会

瀬能 仁 中央図書館館長

今井 章子 同 副館長

藤原 誠 同 管理係長

<欠席者>

◎委員

齋藤 健二 委員

長谷川 博一 委員

深澤 治稔 委員